

令和9年度 大洗町奨学生【募集要項】(大学生)

大洗町教育委員会では、有為な人材の育成を図ることを目的に、優良な学生であり、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学資金を貸付しています。

*日本核燃料開発株式会社様より寄付金をいただき、一部運用しております。

1 出願資格 以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 大洗町に1年以上居住する者の子。
- (2) 令和9年4月に大学(短大含む)へ進学を予定している者または在学者。
- (3) 人物・学業ともに優良である者。(判定基準参照)
- (4) 経済的理由により、修学に困難があると認められる者。(判定基準参照)

2 貸付月額(無利子)・貸付期間

区分により定められた金額より、本人が貸付月額を選択します。

*貸付金額の希望については、令和9年4月の在学証明書提出時に併せて確認いたします。

*全額返還となりますので、返還についても考慮していただき、金額を選択してください。

区分		貸付月額	貸付期間
国公立大学 (短期大学)	自宅通学	40,000 円	令和9年4月から 在学する大学(短期大学含む)の正規の修業期間のうち残修業期間とする。
	自宅外通学	40,000 円 または 50,000 円	
私立大学 (短期大学)	自宅通学	40,000 円 または 50,000 円	
	自宅外通学	40,000 円 または 50,000 円 または 60,000 円	

3 出願手続き

- ・ 出願期間：令和8年10月1日(木)～令和8年11月5日(木)まで
* 土曜日・日曜日・祝日を除く。
* 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで。
* 窓口時間延長は対象外となっておりますのでご了承ください。
- ・ 提出先：大洗町教育委員会 学校教育課 窓口に提出してください。

4 提出書類

①～②、④は、出願時に必要な書類です。

※③は、予約採用者として内定された場合に必要となる書類です。

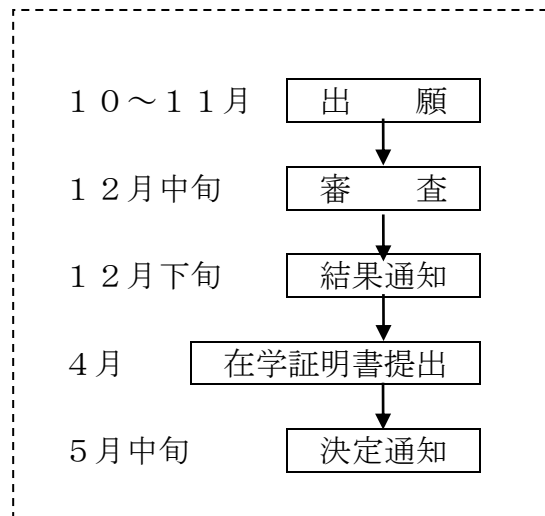
① 大洗町奨学生願書(様式第1号) <u>記入例を参考にご記入ください。</u> ※世帯員は申請日時点、年収額は <u>令和7年分</u> の収入額をご記入ください。 ・ 同一住居に居住し、家計を一にしている場合は、同一家族とし、収入のある父母および祖父母のすべての年収額を記入します。 ・ 単身赴任等により別居している生計維持者、就学や病気療養のため別居している者等についても、同一家族として記入します。<u>(大洗町以外の市町村で確定申告をしている場合には必ず令和8年度課税証明書を添付してください。)</u> ・ 就学している家族については、学校名・学年・通学形態・奨学金の受給または貸与の有無等を記入します。 ・ 学費については、希望する大学の学費を分かる範囲で記入します。 ・ 出願の理由欄には、できるだけ詳細にその理由をご記入ください。	
② 奨学生推薦調書(様式第2号) ・ <u>大学(短期大学)へ進学予定の者</u> 在学する高等学校または卒業した高等学校に作成を依頼し、添付します。 ・ <u>大学(短期大学)在学中の者</u> 在学している大学に作成を依頼し、添付します。	
③ 在学証明書(令和9年4月12日【月】までに提出) ・ 予約採用者として内定された場合、令和9年4月1日時点で在学する大学(短期大学)で取得し、提出します。*郵送でも可。 <u>令和9年4月1日時点の「在学証明書」の提出をもって奨学生として本決定となります。</u>	
④ 【判定基準】表3 特別控除額表に該当することの証明書類(※該当者のみ) 以下の特別な事情に該当する場合添付してください。	
特別な事情	必要な書類
母子・父子世帯	不要
就学者のいる世帯	不要
障害者のいる世帯	障害者手帳の写し
長期療養者のいる世帯	長期療養していることが分かる書類
主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	罹災証明書等

5 奨学生の採用決定

12月に奨学生選考審議委員会による審査を行い、採否の結果を通知します。

採用された場合には「予約採用者」となり、令和9年4月1日時点の「在学証明書」の提出をもって奨学生として本決定となります。

※令和9年4月時点で大学に在学していない(在学証明書の提出がない)場合は、採用取消しとなります。来年度以降に再度申請する事は可能です。



6 奨学資金の貸付

奨学資金は、指定された口座に年2回に分けて振り込みます。

期 別	期 間	貸付月
前 期	4月～9月	6月
後 期	10月～3月	10月

7 奨学資金の返還

無利子とし、貸付最終年の翌年から10年以内に全額返還となります。

全額または一部の繰上げ返還も可能です。

※返還年度に、教育委員会より納付書を発行・送付します。

例：私立大学の自宅外通学で月額6万円の貸付金額を選択した場合

【貸 付】

月額60,000円×12ヶ月×4年＝2,880,000円

【返 還】

2,880,000円÷10年＝288,000円 ← 1年間の返還額

1年分を2回に分けて納入いただきます。

144,000円×2回＝288,000円

*一括納入も可。

卒業後、Uターン就職等により大洗町に定住した場合に、返還金の一部が免除となる制度があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

8 連帯保証人

奨学資金の貸付を受けることとなった者は、連帯保証人1名を立てることが必要です。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければなりません。また、奨学生が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人(親権者等)とします。

9 貸付の停止

次のいずれかに該当するときは、貸付を停止します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 親権者またはこれに代わるものが本町外に転出したとき。
- (3) 傷痍疾病などで成業の見込のなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) その他奨学生として適当でないと認められるとき。

10 問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課
〒311-1392 大洗町磯浜町6881-275
電 話 029-267-5111 (内線372)
F A X 029-266-2412
E-Mail gakukyo@town.oarai.lg.jp